

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長  
(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
公務員課長  
女性活躍・人材活用推進室長  
(公印省略)

#### まん延防止等重点措置実施後の出勤回避等の取組について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づくまん延防止等重点措置について、実施すべき期間や区域等が昨日公示されました。

これに伴い令和3年4月1日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(別添参照)」においては、以下のような方針が示されています。

- まん延防止等重点措置を実施すべき区域の都道府県においては、事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。
- 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県においては、職場への出勤等について、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進することと。
- 緊急事態措置を実施すべき区域及び重点措置区域以外の都道府県においても、こうした趣旨を踏まえ、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

つきましては、重点措置区域の都道府県におかれましては、感染症対策の趣旨を踏まえ、地域の感染状況に応じて、引き続き、テレワーク等による出勤回避等について、各団体の状況に応じた目標を設定した上で取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市  
区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務  
員法第 59 条及び地方自治法第 245 条の 4 に基づく技術的助言であることを申し添えま  
す。